

## 島根原子力発電所1号機の自主的な点検に伴う原子炉手動停止について

当社は、島根原子力発電所1号機第28回定期検査(平成21年5月～平成21年10月)の後に行った「不適合管理検討会(注1)」(平成22年1月22日開催)において、「点検計画表(注2)」上では第26回定期検査で点検したこととなっていた「高圧注水系蒸気外側隔離弁の駆動用電動機」が、実際には点検されておらず、当該機器を自ら定めた点検期間を超過して使用していたことについて、不適合事象にあたるものと判定いたしました。

その後、他にも同様の事象がないか、島根原子力発電所1、2号機の機器を調査する中で、優先して重要度の高い設備(注3)について至近の点検実績を調査したところ、弁の分解やヒューズの取替えなど、当該電動機も含め合計123件(1号機74件、2号機49件)の機器について、自ら定めた点検計画どおりに点検されていないことを確認しました。

今回判明した事象の機器を含む設備のうち、現在運転中の島根原子力発電所1号機の設備については、品質マネジメントシステム(注4)における不適合管理に基づき、健全性評価を行い、原子炉施設の安全性に問題ないことを確認しましたが、当社としては、自主的に、1号機の運転を停止し改めて点検を実施することとしました。また、現在第16回定期検査で停止中の島根原子力発電所2号機の設備についても、同様に点検を実施します。

今後、3月31日10時に島根原子力発電所1号機の出力降下を開始し、同日中に発電を停止します。

また、島根原子力発電所1、2号機の自主的な点検と並行して、今後、早急に本事象の原因分析を行うとともに、再発防止対策を検討し、実施します。

本件については、本日、経済産業省原子力安全・保安院に報告し、島根県と松江市に連絡しています。

当社としましては、このたび判明した事象を非常に重く受け止めており、また、地元の皆さまをはじめ、多くの関係者の方々にご心配をお掛けしたことについて、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

### 【今回判明した事象の推定原因】

機器の点検については、管理主管課が管理する「点検計画表」に従い設備主管課が点検工事を実施していますが、計画の変更があった場合のみ、設備主管課がその内容を管理主管課に連絡することにより実績管理を行っています。

今回の事象が発生した主な要因として、部品が取替えできなかったことなどの理由で計画された点検を実施しなかった場合の設備主管課から管理主管課への連絡手続きが不十分であったこと、また、「点検計画表」による管理に移行する際、過去の点検履歴を点検計画表に誤って入力したことなどによるものと推定しています。

### (注1)不適合管理検討会

不適合管理とは、業務プロセスの要求事項や機器・設備に求められる要求事項(機能)を満たしていない状態が発生した場合に、これが放置されることを防ぐため、他の正常な状態と区別して管理すること。

不適合に対しては、継続使用をしない場合と健全性を確認して継続使用する場合がある。

原子炉施設保安規定に基づく社内規程に定める不適合管理検討会は、不適合か否かの判定、グレードの選定や処置内容に迷う場合、検討会を必要の都度開催し、その内容について協議するもので、年間約30回開催されている。

### (注2)点検計画表

島根原子力発電所の発電設備に対して、当社が定めた点検内容、点検頻度、点検実施時期および点検実績、定期事業者検査の有無を記載する表。

原子炉施設保安規定に基づく社内規程に基づいて作成され、島根1号機は平成18年4月、島根2号機は平成17年10月に制定した。

### (注3)重要度の高い設備

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)」におけるクラス1および2に分類される機能を有する系統の構成設備。

### (注4)品質マネジメントシステム

ISO9001(品質保証のための国際標準モデル)を原子力に適用した規格JEAC4111に基づく、原子力安全を確実にするためのシステム。経営者が方針・目標を掲げ、必要な資源(人材・予算)等を確保して、原子力安全確保のための業務を確実に実施し、実施した活動を監視・分析・評価して改善する仕組みを定めているもの

以上

#### 関連リンク

[原子力発電\(環境@エネルギー\)](#)